

事務連絡  
令和4年1月24日

各市町村高齢者福祉施設担当課長 殿

徳島県保健福祉部長寿いきがい課長  
( 公 印 省 略 )

「介護職員処遇改善支援補助金」について（通知）

日頃は、介護保険制度の適正な運営に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護職員の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの間、介護職員に対して3%程度（月額約9,000円）の賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助する「介護職員処遇改善支援補助金」が導入される予定です。

当該補助金の交付を受けるには「令和4年2月・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること」が要件の一つとなっていることから、各市町村におかれましては、別添（介護保険最新情報Vol.1026）により、現時点の情報を御確認いただき、所管する施設、事業所に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、当該補助金についての情報は、決まり次第、徳島県のホームページ「介護保険についてのお知らせ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/>）」に随時掲載し、周知いたします。

担 当 在宅サービス指導担当  
電 話 088-621-2169, 2214  
ファクシミリ 088-621-2840